

第一目 第一章 総則

第一条 この条例は、東京都内に

ある。東京都民の保健、休養及び教化に資する

ことを目的とする。この条例は、東京都内に

ある。東京都民の保健、休養及び教化に資する

ことを目的とする。この条例は、東京都内に

ある。東京都民の保健、休養及び教化に資する

ことを目的とする。この条例は、東京都内に

ある。東京都民の保健、休養及び教化に資する

ことを目的とする。この条例は、東京都内に

ある。東京都民の保健、休養及び教化に資する

ことを目的とする。この条例は、東京都内に

ある。東京都民の保健、休養及び教化に資する

ことを目的とする。この条例は、東京都内に

ある。東京都民の保健、休養及び教化に資する

ことを目的とする。この条例は、東京都内に

ある。東京都民の保健、休養及び教化に資する

ことを目的とする。この条例は、東京都内に

ある。東京都民の保健、休養及び教化に資する

第三

（知事等及び事業者、自然公園の利用者は、環境基本

条 知事及び事業者、自然公園の利用者は、環境基本

八

下「都公園計画」という。一に基いて執行する事業で

七

「都立自然公園」という。一東京都立自然公園（以下

六

も風景地であつて、知事が第五条の規定により指定する

五

該自然公園施設内に設けられる施設で、東京都規則で

三

施設をいう。有料用具の有料で使用する用具をいう。有料で使用する自然公園施設及び付帯

して、東京都立自然公園事業者が設置した施設及び緑地をいう。類する事業と

法（平成五年法律第九十一号）第三条から
定める環境の保全に就いての基本理念（以下「基本理念」とい
う。）に、その適正な利用を図られるように、それぞれの立場
において努めなければならない。
（財産権の尊重及び他の公益との調整）
第四条 この条例の適用にあつては、関係者の所有権、
鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の
保護及び利用と他の公益との調整に留意しなればなら
ない。
第二章 都立自然公園
第一节 指定及び解除
（都立自然公園の指定）
第五条 都立自然公園は、知事が関係市町村及び自然環境
保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、
2 区域を定めて指定する。
3 知事は、都立自然公園を指定するときには、その旨及び
その区域を告示しなければならない。
3 都立自然公園の指定は、前項の告示によりその効力を
生ずる。

(第六條 指定の解除及び区域の変更)

知事は、都立自然公園の指定を解除し、またはこの区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第二項、第三項の規定は、都立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(第七條 都公園計画及び東京都立公園事業の決定)

都公園計画及び東京都立公園事業(以下「都公園事業」という。)は、知事が関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、都公園計画及び都公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

(第八條 変更及び廃止)

知事は、前条の都公園計画及び都公園事業を変更し、または廃止しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第二項の規定は、都公園計画及び都公園事業を変更し、または廃止しようとするときに準用する。

(都公園事業の執行)

第九條 都公園事業は、都が執行する。

第二條 特別区、市町村及び知事が別に定める公共団体（以下「公共団体」という。）は、知事によるその同意を受けて、都公園事業の一部を執行する。この場合、公共団体以外は、知事の認可を受けて、都公園事業の一部を執行することができない。

第三條 第二項の規定による協議及び前項の規定による認可については、都立自然公園の保護または利用上必要な限度において、協議の条件を付することができない。

第十條 前条第二項による協議及び第三項の規定による認可の手續並びにその同意を得てまたは認可を受けて行う都公園事業の執行に關して必要な事項は、東京都規則で定める。

第十一條 知事は、都立自然公園の風致を維持するため、特別地域の指定する。

第十三節 保護及び利用

第十四條 特別地域の指定する。

知事は、特別地域を指定し、又その区域を拡張しようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議するものとす。

第三十五条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定、特別地域内の行為の制限、特別地域の解除及びその区域の変更において準用する。

第十二条特別地域内にあっては、次に掲げる行為は、当該特別地域が指定され、若しくははなげられたる行為をして行つた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行つた行為は、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木竹を伐採すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

五 広告物その他これらに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これらに類するものを工作物等に表示すること。

六 水面を埋め立て、又は干拓すること。

七 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
八 東京都規則で指定する植物を採取し、又は損傷すること。
九 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
十 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事指定する区域内において車馬若しくは動力船の使用し、又は航空機を着陸させること。
2 合しなものは、前各号に掲げる行為で規則に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
3 特別地域が指定され、またはその区域が拡張された際、当該特別地域内において、前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定または拡張の日から起算して三月以内を知事にその旨を届け出なければならない。
4 特別地域内において、非常災害のため必要な応急措置をとしたして第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為を始めた日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
5 特別地域内において、木竹を植栽し、または家畜を放飼し、いしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を届

け出なければならない。

適用しない。

一 東京都公園事業の執行として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、

東京都規則で定めるもの

（十）
第十三条

前条第一項の許可には、知事は、都立自然公園

の風致または景観を保護するために必要な限度において、

条件を付することができる。

（十一）
第十四条

都立自然公園の区域のうち、特別地域に含まれ

ない区域（以下「普通地域」という。）内において、次

の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、次

東京都規則で定めるところにより、行為の種類、場所、

施行方法及び着手予定日その他東京都規則で定める事項

を届け出なければならない。

一 その規模が東京都規則で定める基準をこえる工作物

増築し、改築し、または増築するごとく改築または

後築において、その規模が東京都規則で定める基準

知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の
ことがでさる。た日かから起算して三十日以内に限り、
この届出があつた日かから起算して三十日以内に限り、
命ずることができる。第一項の届出をした者に対しては、
し、若しくは制限し、または必要な措置をとるべき旨を
を保護するたために必要な限度において、当該行為を禁止
行為をしようとする者またはした者に対して、前項各号に
認めるときは、都立自然公園の風景を保護するため必要と
六土地の形状を変更すること。
五鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
四水面を埋め立て、または干拓すること。
三は設置し、または広告物その他これらに類するものを掲
工作物等に表示すること。
二を及ぼさせるところ。または水位または水量に増減
をこえるものとなる場合における改築または増築を合

公園の区域内の土地若しくは建築物内に立ち入りさせ、また

報告を求め、第十二條第一項、第十四條第二項、第十五條第一項、第十六條第一項の報告徴収及び立入検査)

若しくは必要措置をとるべき旨を命ぜられ、かつ、必要事項について

認めらるる限り、第十四條第二項、第十五條第一項、第十六條第一項

の定めるところによる。第十四條第二項、第十五條第一項、第十六條

第一項の定めるところによる。第十四條第二項、第十五條第一項、

第十六條第一項の定めるところによる。第十四條第二項、第十五條

第一項、第十六條第一項の定めるところによる。第十四條第二項、

第十五條第一項、第十六條第一項の定めるところによる。第十四條

第二項、第十五條第一項、第十六條第一項の定めるところによる。

は、その必要限度に於いて、第十四條第二項、第十五條第一項、

第十六條第一項の定めるところによる。第十四條第二項、第十五條

第一項、第十六條第一項の定めるところによる。第十四條第二項、

第十五條第一項、第十六條第一項の定めるところによる。第十四條

第二項、第十五條第一項、第十六條第一項の定めるところによる。

第十四條第二項、第十五條第一項、第十六條第一項の定めるところ

による。第十四條第二項、第十五條第一項、第十六條第一項の定め

るところによる。第十四條第二項、第十五條第一項、第十六條第一

項の定めるところによる。第十四條第二項、第十五條第一項、十六

第七條の定めるところによる。第十四條第二項、第十五條第一項、

第十六條第一項の定めるところによる。第十四條第二項、第十五條

第一項、第十六條第一項の定めるところによる。第十四條第二項、

第十五條第一項、第十六條第一項の定めるところによる。第十四條

第二項、第十五條第一項、第十六條第一項の定めるところによる。

第十

八

条の都立自然公園の特別地域または何人も、みだりに次の各号に掲げる行為を

第三

力を生ずる。前項の告示によつて、その効

第二

びその区域を告示する。を指定する場合は、その旨及

第十

七

条知事は、都立自然公園の利用のため、その区域内に

第四

集られたものとして解してはならない。犯罪捜査のために認めら

第三

し、関係者の請求があるときは、これを提示しなれば

は第十二条第一項各号若しくは第十四条第一項各号に掲げる行為の実施状況を調査させ、またはこれら

の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

を保持するも、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔
 プ場その他公共の場所につき、必要素があるとの認め
 清潔の保持。前項に規定する職員は、その身分を示す証
 明書、関係者の請求があるときは、これを提示しな
 ければ、前項に規定する職員は、その行為をやるべき
 ことを指し示す。この行為は、特別地域または集
 団施設地帯に於いて、前項に規定する職員は、その
 行為をやるべきことを指し示す。この行為は、特別
 地域または集団施設地帯に於いて、前項に規定する
 職員は、その行為をやるべきことを指し示す。この
 行為は、特別地域または集団施設地帯に於いて、前
 項に規定する職員は、その行為をやるべきことを指
 し示す。この行為は、特別地域または集団施設地帯
 に於いて、前項に規定する職員は、その行為をやる
 べきことを指し示す。この行為は、特別地域または
 集団施設地帯に於いて、前項に規定する職員は、そ
 の行為をやるべきことを指し示す。この行為は、特
 別地域または集団施設地帯に於いて、前項に規定す
 る職員は、その行為をやるべきことを指し示す。こ
 の行為は、特別地域または集団施設地帯に於いて、
 前項に規定する職員は、その行為をやるべきことを
 指し示す。この行為は、特別地域または集団施設地
 帯に於いて、前項に規定する職員は、その行為をや
 るべきことを指し示す。この行為は、特別地域また
 は集団施設地帯に於いて、前項に規定する職員は、
 その行為をやるべきことを指し示す。この行為は、
 特別地域または集団施設地帯に於いて、前項に規定
 する職員は、その行為をやるべきことを指し示す。

二

一

捨て、または放置すること。
 著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等、ラジ
 オ等、迷惑をかける、その他、当該都立自然公園の
 利用者、著しく迷惑をかける、その他、当該都立
 自然公園の利用者、著しく迷惑をかける、その他、

（ 都 公 園 事 業 の 執 行 に 要 す る 費 用 ）
第 二 十 条 第 九 条 第 二 項 及 び 第 三 項 の 規 定 に よ り 、 知 事 に

協 議 を し 、 そ の 同 意 を 受 け て 又 は 知 事 の 認 可 を 受 け て 行
う 都 公 園 事 業 の 執 行 に 要 す る 費 用 は 、 そ の 都 公 園 事 業 を
執 行 す る 者 の 負 担 と す る 。

（ 市 町 村 の 負 担 ）
第 二 十 一 条 東 京 都 が 都 立 自 然 公 園 に 関 す る 都 公 園 事 業 を

執 行 す る 場 合 に お い て 、 当 該 都 公 園 事 業 の 執 行 が 特 に 市 を
町 村 を 利 す る も の で あ る と き は 、 当 該 市 町 村 に 、 そ の 受 担
益 の 限 度 に お い て 、 そ の 執 行 に 要 す る 費 用 の 一 部 を 負 担
さ せ る こ と が で き る 。

2 前 項 の 規 定 に よ り 都 公 園 事 業 の 執 行 に 要 す る 費 用 の 一
部 を 市 町 村 に 負 担 さ せ よ う と す る 場 合 に お い て は 、 東 京
都 は 、 当 該 市 町 村 の 意 見 を 聴 か な け れ ば な ら ない 。

（ 受 益 者 負 担 ）
第 二 十 二 条 東 京 都 又 は 市 町 村 は 、 都 公 園 事 業 の 執 行 に よ
り 著 し く 利 益 を 受 け る 者 が あ る 場 合 に お い て は 、 そ の 者
に そ の 受 益 の 限 度 に お い て 、 そ の 都 公 園 事 業 の 執 行 に 要
す る 費 用 の 一 部 を 負 担 さ せ る こ と が で き る

第二十三年 第一 (原因者負担)

第二十三條 知事は、他の工事または他の行為により、公園事業の執行が必要となつた場合において、その原因者となつた工事または行為に就いて費用を負担する者に、その費用の全部または一部を負担させることができる。

第二十四條 第一 (負担金の徴収方法等)

第二十四條 前三條の規定による負担金の徴収方法その他負担金に關して必要な事項は、東京都規則で定める。

第二十五條 第一 (適用除外)

第二十五條 この節の規定は、都公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法令等にその執行に要する費用に關して別段の規定があるその他の事業に對しては、適用しない。

第五節 雜則

第二十六條 第一 (実地調査)

第二十六條 知事は、都立自然公園の指定、都公園計画の決定または都公園事業の決定若しくは執行に關し、実地の調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量をさせ、また

は実地調査の障害とななる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ若しくは除去させることのできる。ただし、道路は、本法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

（第二十七條の通知）
第二十七條の通知事項は、当該職員をして前條の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者並びに木竹またはかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。）及び占有者（占有者並びに木竹またはかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。）を通知する機会を与えなければならない。

（第二十八條の制限）
第二十八條の第二十六條の規定により立入等を行う職員は、日出前及び日没後においては、宅地またはかき、さく等でかこまれた土地に立ち入つてはならない。

2 第二十六條の規定により立入等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しななければならない。

3 土地の所有者若しくは占有者または木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第二十六條の規定による立入または標識の設置その他の行為を拒み、

ま 公 害 等 妨 げ て は な ら ない。

業 よ る 知 事 の 処 分 に 不 服 が あ る 者 は 、 そ の 不 服 の 理 由 が 鉦
と き は 、 採 石 業 又 は 砂 利 採 取 業 と の 調 整 に 関 す る も の で あ る 鉦
こ の 場 合 に は 、 行 政 不 服 審 査 法 (昭 和 三 十 七 年 法 律
第 百 六 十 号) に よ る 不 服 申 立 て を す る こ と が で き ない。
行 政 不 服 審 査 法 第 十 八 条 の 規 定 は 、 前 項 の 処 分 に つ き 、

損 失 の 補 償 (教 示 し た 場 合 に 準 用 す る)
處 分 庁 が 誤 っ て 審 査 請 求 又 は 異 議 申 立 て を す る こ と が で

得 ら れ ない た め 、 第 十 三 条 の 規 定 に よ る 許 可 を
せ ら れ た た め 、 ま た は 第 十 四 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 處 分
受 け た た め 損 失 を 受 け た 者 に 対 し て 、 通 常 生 ず べ き 損
失 を 補 償 す る 。
東 京 都 は 、 都 立 自 然 公 園 の 指 定 、 若 し く は 都 公 園 事 業
の 決 定 ま た は 東 京 都 が 行 う 都 公 園 事 業 の 執 行 に 関 し て 、
第 二 十 六 条 の 規 定 に よ る 当 該 職 員 の 行 為 に よ っ て 損 失 を

受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

都規則で定めるところに従い、知事にこれを請求しな

ければならない。知事は、前項の規定による請求を受けたときは、す

みやかかに補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通

国に關する特例) 第三十一条 国の機関が行う行為についで、第十二条第

第三章 自然公園施設

第一節 自然公園施設

自然公園施設の種類は、自然ふれあい公園、
一 道路、単独施設及び保全緑地とする。
自然ふれあい公園 自然ふれあい公園は、主として、
自然環境の保全と回復を図るとともに、自然及び環境

（自然公園施設の設置、変更、廃止等）

の他必要と認めらる事項を告示する。自然公園施設の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を告示する。第三十

三 自然公園施設の設置、変更、廃止等）

の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を告示する。第三十

三 自然公園施設の設置、変更、廃止等）

の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を告示する。第三十

三 自然公園施設の設置、変更、廃止等）

の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を告示する。第三十

三 自然公園施設の設置、変更、廃止等）

3 有料施設の名称及び規模その他必要な事項は、知事が
4 定め、告示する。

5 自然公園施設の管理は、知事が行う。

6 自然公園施設の目的を全うするために必要な業務を知
7 事を行う。

8 第三十四條 自然公園施設及び付帯施設の休館日、使用時
9 間及び入場時間並びに有料用具の使用をすることができ
10 ない日は知事が定める。

11 第三十五條 知事が自然公園施設を設置する場
12 合に、自然公園施設の配置、規模等に関し、東京都規則で
13 定める基準に適合するように行うものとする。

14 2 知事が自然公園施設内に付帯施設を設置する場
15 合に、東京都規則で定める基準に適合するように行う
16 ものとする。

17 第三十六條 知事以外者の付帯施設の設置等
18 (知事以外の者の付帯施設の設置等)

19 第三十六條 知事は、自然公園施設内において、前条第一
20 項の基準に適合する自然公園施設及び前条第二項の基準

第十八条 知事は、第三十六条第二項の許可を受けた者

(資格)

て付帯施設を設けまたは管理又は自然公園施設を管理させるところができる者は、都内に住所または主たる事務所を有する者でなければならぬ。

て、同様とする。これを更新するときの期間についてい

及自然公園施設を管理しようとする期間は、十年をこ

え、同様とする。

変更しようとするときも、同様とする。

し、知事は、当該自然公園施設を管理させるところが、若しくは、当該者が付帯施設を設置し、又は管理し、又は管理するに、当該者が不適當又は困難であると認められるものに限

るに適合する付帯施設であつて、自ら設置し、又は管理す

第四十条（物件の占用の許可）

2 該自然公園施設を占用しようとする者は、東京都規則に定めるところにより、知事に申請し、知事の許可を受けなければならない。前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、東京都規則に定めるところにより、知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、当該変更が東京都規則で定めらるる軽易なものであるときは、この限りではない。

3 第一項の規定による公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において、東京都規則で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間について、も、この同様とする。

第四十一条（物件等を設けないで自然公園施設を占用し、又は申請して、その許可を受けなければならない。）

第四十二条（知事は、第四十条第一項または第二項及び前

条の許可の申請に係る占用が、次の各号に適合すると認められる場合に限り、許可することができると認

一 掲げるも又は東京都規則で定めること。
二 当該申請に係わる物件等が東京都規則で定める技術的基準に掲げるものであること。
三 自然公園施設の占用が、自然公園における自然環境

の保全及び回復並びに都民の使用に著しく支障を及ぼさないものであること。
四 当該申請に係わる占用が必要かつやむを得ないものであること。

（ 第四十三條 ）

知事は、第四十三條第一項若しくは第二項又は第四十一條の許可を受けた者から別表第二に定める額を徴収する。このとき、第四十三條第二項、同條第三項、第三十九條

（ 第四十四條 ）

の規定は、自然公園施設の占用について準用する。
第四節 有料施設

（ 有料施設等の使用 ）

四と
十
五
条

を
使
用
し
よ
う
と
す
る
者
は
、
東
京
都
規
則
の
定
め
ら
れ
て
お
り
、
そ
の
承
認
を
受
け
な
け
れ
ば
な
ら
な
い
。
前
項
の
承
認
に
有
料
施
設
等
の
管
理
の
た
め
必
要
な
条
件
を
付
す
る
こ
と
が
で
き
る
。
知
事
は
、
前
条
の
承
認
を
受
け
た
者
か
ら
、
別
表
第
三
の
範
囲
内
に
お
い
て
東
京
都
規
則
で
定
め
る
使
用
料
を
徴
収
す
る
。
知
事
は
、
有
料
施
設
等
の
使
用
の
承
認
に
際
し
、
必
要
が
あ
る
と
認
め
る
と
き
は
、
予
納
金
を
徴
収
す
る
こ
と
が
で
き
る
。
前
項
の
予
納
金
は
使
用
料
に
充
当
す
る
。
第
一
項
の
使
用
料
及
び
第
二
項
の
予
納
金
の
徴
収
方
法
は
、
東
京
都
規
則
の
定
め
る
と
こ
ろ
に
よ
る
。
知
事
は
、
次
の
各
号
に
該
当
す
る
日
に
特
に
必
要
が
あ
る
と
認
め
る
と
き
は
、
使
用
料
を
減
額
し
又
は
無
料
で
有
料
施
設
を
利
用
さ
せ
る
こ
と
が
で
き
る
。
該
有
料
施
設
の
記
念
日

四
十
六
条

四
十
七
条

作 物 の 管 理 者 は 、 知 事 に 代 わ っ て そ の 権 限 を 行 う も の と
 自 然 公 園 施 設 を 管 理 す る 場 合 に 代 わ っ て そ の 権 限 を 行 う も の と
 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 他 の 工 作 物 の 管 理 者 は 、 知 事 に 代 わ っ て
 前 項 の 規 定 に 基 づ き 自 然 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維 持 以 外 の 管 理 を 行
 て は 、 自 然 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維 持 以 外 の 管 理 を 行 っ せ
 理 者 が 私 人 で あ る 場 合 に 協 議 の 概 要 を 告 示 し 他 の 工 作 物 の 管
 費 用 に つ い て も 同 様 と す る 。 た し 、 自 然 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維
 管 理 の 方 法 を 定 め る 規 定 と 協 議 が 成 立 し た 場 合 に お い て は 、 知
 第 三 十 三 条 第 四 項 の 規 定 に 基 づ き 自 然 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維
 当 該 自 然 公 園 施 設 の 規 定 に 係 ら ず 、 協 議 し て 行 っ せ
 道 路 等 の 施 設 又 は 工 事 及 び 維 持 以 外 の 管 理 を 行 っ せ
 兼 用 工 作 物 の 管 理 者 は 、 知 事 に 代 わ っ て そ の 権 限 を 行 う も の と
 第 五 節 管 理 者 は 、 知 事 に 代 わ っ て そ の 権 限 を 行 う も の と
 都 府 市 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維 持 以 外 の 管 理 を 行 っ せ
 自 然 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維 持 以 外 の 管 理 を 行 っ せ

二 自 然 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維 持 以 外 の 管 理 を 行 っ せ
 三 都 府 市 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維 持 以 外 の 管 理 を 行 っ せ
 四 国 家 行 事 の 日
 五 節 管 理

二 自 然 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維 持 以 外 の 管 理 を 行 っ せ
 三 都 府 市 公 園 施 設 の 工 事 及 び 維 持 以 外 の 管 理 を 行 っ せ
 四 国 家 行 事 の 日
 五 節 管 理

第五十一条 使用の制限

第二項 または第四十一条の許可を受けた者に自然公
同条第二項 知事は、第三十六条第二項、第四十条第一項、
（条件） 第六節 雑則
がで き る 。 と き は 、 自 然 公 園 施 設 の 使 用 を 制 限 す る こ と
第 五 十 一 条 知 事 は 、 自 然 公 園 施 設 の 管 理 の た め 必 要 が あ
（ 使 用 の 制 限 ）
十 九 前 各 号 の ほ か 、 自 然 公 園 施 設 等 の 管 理 に 支 障 が あ る
九 自 然 公 園 施 設 内 の 土 地 ま た は 物 件 を 損 壊 す る こ と 。
八 る こ と 。
七 物 品 販 売 、 業 と し て の 写 真 撮 影 そ の 他 営 業 行 為 を す
六 立 入 禁 止 区 域 に 立 ち 入 る こ と 。
五 指 定 し た 場 所 以 外 の 場 所 へ 車 馬 等 を 乗 り 入 れ ま た は
四 広 告 宣 伝 を す る こ と 。
三 鳥 獣 魚 貝 の 類 を 捕 獲 し ま た は 殺 傷 す る こ と 。
二 植 物 を 採 集 し ま た は 損 傷 す る こ と 。

第 五 十 三 条 (公 園 施 設 の 管 理 等 の た め 必 要 な 範 囲 内 で 条 件 を 付 す る こ と
が 可 能 な 範 囲 内 で 条 件 を 付 す る こ と)
第 五 十 三 条 (公 園 施 設 の 管 理 等 の た め 必 要 な 範 囲 内 で 条 件 を 付 す る こ と
が 可 能 な 範 囲 内 で 条 件 を 付 す る こ と)

第 五 十 四 条 (使 用 料 等 の 不 還 付)
第 五 十 四 条 (使 用 料 等 の 不 還 付)

第 五 十 五 条 (使 用 料 等 の 減 免)
第 五 十 五 条 (使 用 料 等 の 減 免)

第 五 十 六 条 (監 督 処 分)
第 五 十 六 条 (監 督 処 分)

第 五 十 七 条 (工 事 の 停 止)
第 五 十 七 条 (工 事 の 停 止)

生じた場合
三 前二号に掲げる場合のほか、自然公園施設の管理上
が生じた場合の保全または都民の使用に著しい支障
二 自然公園施設に関する工事のためやむを得ない必要
一 自然公園施設に關する工事のためやむを得ない必要
この章の規定による許可を受けたる者に対し、前項に規定する必要な措置を命ずる
可事は、次の各号の一に該当する場合において、こ
三 偽りその他不正な手段によりこの章の規定による許
二 この章の規定による許可に付した条件に違反してい
一 この章の規定またはこの章の規定に基づく処分に違反
し、回復するを命ずることのできる。
し、回復するを命ずることのできる。また、この章の規定に基づく処分に違反した場合には、前項に規定する必要な措置を命ずる。

（ 管 理 の 委 託 ）
第 五 十 七 条

掲 げ る 事 務 を 委 託 す る こ と が で き る 。
一 自 然 公 園 施 設 の 維 持 及 び 修 繕 に 関 す る こ と 。
二 自 然 公 園 施 設 の 使 用 の 受 付 及 び 案 内 に 関 す る こ と 。
三 前 二 号 の ほ か 、 知 事 が 特 に 必 要 と 認 め る 事 務 に 関 す

2

る こ と 。
の 範 囲 内 に お い て 、 委 託 料 と し て 支 払 う も の と す る 。
第 四 章 罰 則

（ 罰 則 ）
第 五 十 八 条

第 十 五 条 の 規 定 に よ る 命 令 に 違 反 し た 者 は 、
一 年 以 下 の 懲 役 又 は 五 十 万 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る 。

第 五 十 九 条

次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る 者 は 、 六 月 以 下 の 懲
役 又 は 三 十 万 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る 。

一 第 十 二 条 第 一 項 の 規 定 に 違 反 し た 者
二 第 十 三 条 の 規 定 に よ り 許 可 に 付 さ れ た 条 件 に 違 反 し
た 者

第 十 四 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 処 分 に 違 反 し た 者

は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は偽りの届出をした者

二 第十四条第五項の規定に違反した者

三 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者

四 第十六条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 都立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第十八条第一項第一号に掲げる行為をした者

六 都立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第十八条第二項の規定により当該職員の見込みに従って、第十八条第一項第二号に掲げる行為をした者

七 第二十八条第三項の規定に違反して、第二十六条の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第六十二条 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかに、その法人または人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、

一 第五十条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者

二 第五十六条の規定に基づき知事の命令に違反した者

(委任)

第六十四条 この条例について必要な事項は、東京都規則で定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

東京都立自然公園条例（昭和三十三年東京都条例第十七号）は、廃止する。

（経過措置）

この条例施行の際現に設置されている自然公園施設は、この条例によつて設置されたものとみなす。

この条例施行の際現に有料施設の使用の承認を受けている者は、この条例によつて使用の承認を受けたものとみなす。

この条例施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに自然公園施設において施行日以後の使用料、占用料または予納金を徴収している場合は、当該使用料、占用料または予納金は、この条例の規定によつて徴収した使用料、占用料または予納金とみなす。

この条例施行の際現に設置等の許可を受けている者は、従前と同様の条件により、当該付帯施設を設置または管理すること及び自然公園施設を管理することについて第三十六條第二項の許可を受けたものとみなす。

この条例施行の際現に物件を設けて自然公園施設を占有している者は、占有の許可をすることができるものと認められている期間、従前と同様の条件により、当該物件を

設けて占用することについて第四十条第一項の許可を受け
けたものとみなす。

別表第一（第三十八条関係）

一 土地の使用料

種別	単位	使用料
土地	一平方メートル、一月	六十一円

二 自然公園施設等の使用料

種別	単位	使用料
付帯施設	一箇所、一月	三万五千七百円

付記

一 期間が一月に満たない場合は、一月とみなす。

二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

別表第二（第四十三条関係）
公園の占用料

種別	単位	占用料	
電柱、標識	一本、一月	百九十八円	
水道管、下水道管、ガスパイプ、電線	一米ートル、一月	百四十七円	
鉄塔	一平方メートル、一月	百四十七円	
変圧塔、マンホール類	一箇所、一月	百五十一円	
郵便差出箱	一箇所、一月	六十円	
公衆電話所	一箇所、一月	百四十七円	
地下の占用物件	一平方メートル、一月	地下露出部分	百四十七円

付記

- 一 期間及び面積の計算については、別表第一付記による。
- 二 長さ一メートルに満たされない端数は、一メートルとみなす。

別表第三（第四十六條関係）

一 有料施設の使用料

高架の占用物件	一平方メートル、一月	七十円	地下部分	七十円
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル、一月	百四十七円		
写真撮影のための常時占用	撮影機一台、一月	四千五百円		
写真撮影のための臨時的な占用	一回（一時間以内）	六千七百五十円		
その他の占用	一平方メートル、一月	十円		

種 別	単 位	使 用 料
テニスコート	一箇所、一回（一時間以内）	四百円
宿泊施設	一人、一泊	二千円
	一室、一泊	二万円

二 有料用具の使用料

種 別	単 位	使 用 料
宿泊施設付帯設備	一人、一回	四千円

別表第四（第五十七条関係）

自然公園施設名	地方公共団体等
奥多摩湖畔公園	奥多摩町

大 島 公 園	大 島 町
多 幸 湾 公 園	神 津 島 村